

若 狭 湾 沿 岸  
海 岸 保 全 基 本 計 画

平成 1 4 年 6 月

福 井 県

## は じ め に

福井県の海岸は、ほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園）に指定されており、美しい砂浜、荒々しい岩礁海岸、断崖などさまざまな地形が良好な海岸景観を形成するとともに、きれいな海には藻場が広がり、多様性に富んだ生態系を形成しており、豊かな自然環境を有しています。



良好な景観を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっています。

また、豊かな海は、水産資源を育み、海岸の漁港としての利用が盛んであるとともに、対岸貿易の拠点としての港湾利用も行われています。

このように、福井県の海岸は、人々に多くの恩恵を与えるとともに、地域の発展に寄与し、地域の財産となっています。

一方、自然豊かな福井県の海岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされています。低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の侵食などの海岸災害が、これまでも数多く発生してきました。そのため、人命や財産を守るために、越波防止や砂浜の侵食防止のための海岸整備が行われてきました。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄、砂浜への車両の乗入れなどの環境面での問題やマリンスポーツ利用の増加による海岸利用の錯綜、漁港・港湾周辺における違法駐車などの利用面での問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、福井県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬までの延長約74キロメートルの加越沿岸および越前岬から京都府境までの延長約338キロメートルの若狭湾沿岸について、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目的に「海岸保全基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を一層推進していきます。

平成14年6月

福井県知事

栗田 幸雄

# 目次

1 . 海岸保全基本計画の策定について	1
1.1 海岸保全の基本理念	1
1.2 計画対象範囲	2
2 . 海岸の保全に関する基本的な事項	4
2.1 若狭湾の海岸の現況	4
2.1.1 防護面から見た海岸の現況	4
2.1.2 環境面から見た海岸の現況	7
2.1.3 利用面から見た海岸の現況	10
2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題	13
2.1.5 沿岸の問題点・課題のまとめ	18
2.2 海岸保全の方向および施策	19
2.2.1 海岸保全の方向	19
2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標	20
2.2.3 防護・環境・利用に関する施策	21
3 . 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	30
3.1 海岸保全施設の整備の考え方	30
3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域	30
3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置	31
3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況	31
3.2 海岸保全施設の整備内容	32
3.2.1 海岸保全施設の整備内容一覧	32
3.2.2 越前海岸ゾーン	34
3.2.3 敦賀湾ゾーン	42
3.2.4 美浜ゾーン	48
3.2.5 三方・小浜ゾーン	55
3.2.6 小浜湾ゾーン	62
3.2.7 大飯・高浜ゾーン	71
4 . 海岸の環境保全など管理に関する事項	78
4.1 日常的な管理に関する事項	79
4.2 環境問題への対応	80
4.3 啓発活動	80

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって	81
5. 1 計画実施時に配慮すべき事項	81
5. 2 計画実施における組織体制および事務分掌	84

## 参 考 資 料

1. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画策定フロー
2. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員構成
3. 用語の説明
4. 福井県のすぐれた自然情報図 1999
5. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

# 若狭湾沿岸海岸保全基本計画の構成

## 1. 海岸保全基本計画の策定について

### 海岸保全の基本理念

#### 1.1

安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して

「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに

「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とする

#### 1.2

### 計画対象範囲

**沿岸方向の対象範囲**  
越前岬～京都府境に至る約338km

**岸沖方向の海岸の範囲**  
海岸保全区域が最小範囲となるが、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行う

## 2. 海岸の保全に関する基本的な事項

### 2.1 若狭湾の海岸の現況

#### 沿岸の現況、問題点・課題

#### 2.1.1

##### 防護面の現況

人為的影響を受けていない自然海岸が多く残されている  
冬季の高波浪によって侵食を受けている砂浜海岸が多い  
概して海岸の背後地は高いが、局所的に低地が分布  
冬季風浪等による越波被害が各所で発生

#### 2.1.2

##### 環境面の現況

貴重な植生や鳥類、昆虫類が沿岸に多く分布  
沿岸一帯に藻場が分布  
岩礁海岸やリアス式地形、砂浜海岸による優れた海岸景観を形成  
環境基準値を満足し、良好な水質環境を維持  
油流出事故やごみの散乱、砂浜への車両乗り入れによる人為的な影響が見られる

#### 2.1.3

##### 利用面の現況

景勝地が多く、観光利用が進む海岸線  
海水浴場が多く、海水浴場には夏季に多くの利用者が来訪  
海岸の背後は様々な土地利用がされている  
海岸へのアクセスとなる国道、県道が海岸沿いに位置  
多様な海岸利用が進む

#### 2.1.4

##### ゾーン区分

越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン
美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン
小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン

##### 防護面の課題

現状の施設整備では十分といえず引き続き整備が必要

##### 環境面の課題

自然が多く残されており、保全が望まれる  
海岸に対する人為的な影響に対する対策が必要

##### 利用面の課題

水際線や砂浜へのアクセスの改善利用のための調整が必要

#### 2.1.5

##### 沿岸の問題点・課題のまとめ

### 2.2 海岸保全の方向および施策

#### 海岸保全の方向

#### 2.2.1

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

#### 安全で快適な海岸づくり

砂浜の保全・回復、高波浪に対する防護機能の向上

#### 自然と共生する海岸づくり

豊かな海岸環境の保全地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくり

#### 次世代に向けた海岸づくり

新たな交流と地域の文化の継承・発展に寄与

#### 防護の目標および防護・環境・利用に関する施策

#### 2.2.2

##### 若狭湾沿岸の海岸防護の目標

防護すべき地域  
防護水準

#### 2.2.3

##### 海岸の防護に関する施策

海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上  
自然の防災機能の活用  
防災・避難体制の整備  
砂浜の保全・回復  
総合的な土砂管理への取組み  
周辺海岸および周辺施設への配慮  
海岸保全施設の機能維持  
侵食や越波・越流の把握

##### 海岸環境の保全に関する施策

海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮  
海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮  
海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮  
岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮  
砂浜と海岸林が一体となった自然景観への配慮  
自然環境に対する人為的な影響の緩和  
油流出事故などへの適切な対応  
環境教育への活用  
海域の良好な水質・底質環境の保全  
砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

##### 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

まちづくりとの連携  
水際線や前浜へのアクセスの確保  
多様な海岸利用への配慮  
快適な海岸利用に資する施設整備  
多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応  
高齢者、障害者等への配慮  
海岸に関する情報の発信  
海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

## 3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### ハード面の対応

#### 3.1

##### 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全施設を整備しようとする区域  
海岸保全施設の種類・規模・配置  
海岸保全施設による受益の地域とその状況

#### 3.2

##### 海岸保全施設の整備内容

海岸保全施設の整備内容一覧  
各ゾーンの整備内容

## 4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

### ソフト面の対応

#### 4.1

##### 日常的な管理に関する事項

海岸の監視および点検  
海岸における規制措置  
海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設  
市町村長による海岸の管理  
災害への対応

#### 4.2

##### 環境問題への対応

ごみの不法投棄  
漂着ごみ  
油流出事故  
景観および貴重な生物への配慮

#### 4.3

##### 啓発活動

マナーの向上  
海岸愛護活動

## 5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

### 計画実施時に配慮すべき事項

#### 5.1

##### 関係行政機関との連携と調整

海岸を一元化して担当する部局間の組織・協議会による連携の強化

##### 地域住民や利用者、市町村との関係

海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施

##### 海岸情報の蓄積と活用

海岸の実態の的確な把握に努め、より有効な対策を検討  
幅広く海岸に関する情報を発信

##### 海岸環境への影響の把握

施設の整備に当たっては対象地域への影響を事前に把握し、適切な計画を検討

##### 事業効果の検討について

事業の実施に当たって費用対効果分析を行い事業が投資効果を有するものであるかを検討

##### 計画の見直し

社会情勢変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画を柔軟に見直す

### 組織体制および事務分掌

#### 5.2

福井県海岸関係事業連絡協議会  
海岸管理に関係のある部局(福井県)  
海岸管理に関係のある部局(国の機関)

# 1 . 海岸保全基本計画の策定について

## 1.1 海岸保全の基本理念

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防護・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。

福井県では、法改正を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、越前岬から京都府境までの延長約 338 km の若狭湾沿岸について、広域的な視点でとらえて「海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備などはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくものである。

若狭湾沿岸の海岸は、敦賀湾の一部を除くほぼ全域が国定公園に指定されている。越前加賀海岸国定公園と若狭湾国定公園の二つが敦賀湾を挟んで指定されており、多様性の富んだ生態系やきれいな海、さまざまな地形が織りなす海岸景観など、豊かな自然環境を有している。我々は古来よりこの優れた自然の恵みの恩恵を受けてきた。天然の良港である敦賀は大陸と千年以上も昔から往来があり、大陸文化を受け入れてきた。また、京都や奈良との結びつきが強かった小浜は、都への大陸文化の玄関口でもあり、若狭地方独特の伝統を形成していった。このように、若狭湾沿岸は海との結びつきが強く、海を中心として生活基盤を形成していった。

一方、自然豊かな若狭湾沿岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされる。若狭湾沿岸の海岸背後には人口や資産、社会資本等が集積しており、低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の消失など著しい海岸災害がこれまでも数多く発生してきた。そのため、人命や資産を守るために越波防止のための護岸整備や砂浜の侵食防止対策等の海岸整備が進められてきた。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄等の環境面や、錯綜する海岸利用、集落内や漁港、港湾等での違法駐車等の利用面においても様々な問題が発生している現状にある。

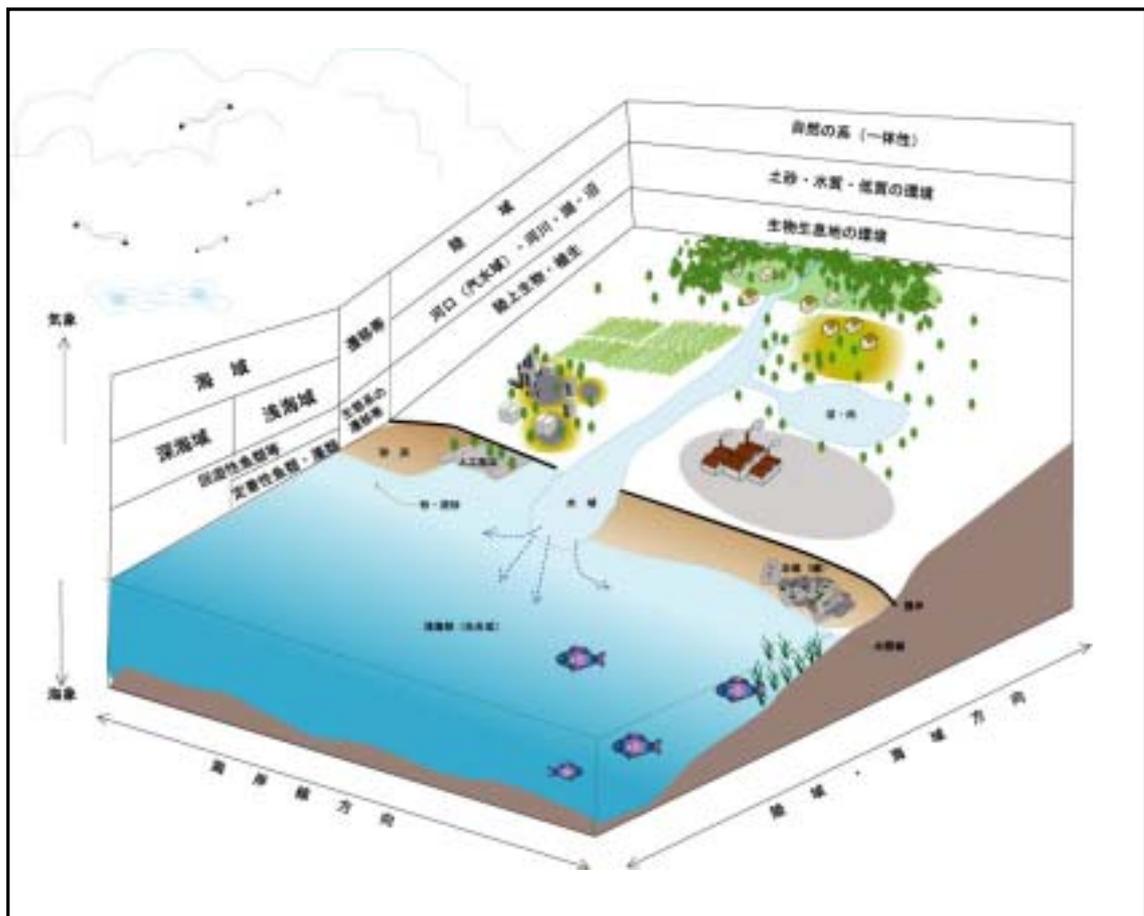
このような背景から、福井県では、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して、今後の海岸保全においては、「**残された福井の豊かな自然環境を守る**」とともに「**防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める**」ことを基本的な理念とする。

## 1.2 計画対象範囲

国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分（沿岸）」として、日本全国の海岸を71の沿岸に区分している（次頁参照）。

本計画の沿岸方向の対象範囲は、この沿岸区分に基づき、越前町の越前岬から高浜町の京都府境に至る延長約338kmの海岸線とする。

また、岸沖方向の海岸の範囲としては、海岸事業を実施する「満潮線から内陸に50m、干潮線から沖合に50mを原則とする海岸保全区域」が最小範囲となるが、河口から海岸に供給される土砂は河川流域における山地などから運ばれ、沿岸の生態系は河川流域の森林と深いつながりを持っていることが近年指摘されていることなど、その影響範囲は広く、海岸線付近に生息・生育している動植物はその生態によって分布範囲が異なっていることから、海岸保全基本計画の策定に当たっては、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行うものとする。



海岸環境の関連する範囲のイメージ

若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 計画対象範囲



沿岸名 境界	若狭湾沿岸 越前岬～県境
沿岸総延長	337,635 m
沿岸市町村 (2市5町1村)	越前町 (18,490 m)
	河野村 (19,551 m)
	敦賀市 (57,213 m)
	美浜町 (51,184 m)
	三方町 (29,537 m)
	小浜市 (76,088 m)
	大飯町 (34,641 m)
高浜町 (50,931 m)	

